

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第九項並びに第五十二条第二項及び第三項中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第五十四条の二第二項中「知事は」の下に「、知事と請負人との契約に関し」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 請負人（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十九条第一項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第四十九条第七項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

二 請負人が、独占禁止法第五十条第一項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第五十条第五項の規定により当該納付命令が確定したとき。

第五十四条の二第二項第三号中「、かつ」を削り、「提起しなかつたとき」を「提起せず、これらの審決が確定したとき」に改め、同項第五号中「使用人」の下に「を含む。」を加え、「又は第九十八条」を「若しくは第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、排除措置命令又は納付命令が請負人でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、知事と請負人との契約に関し独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第一号から第四号までに規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。

第五十四条の三第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第五十七条第三項中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第五十七条の二第二項中「第五十四条の二第二項」の下に「及び第二項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された建設工事の請負契約については、改正後の第五十四条の二、第五十五条第一項及び第五十七条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。